

平成22年10月1日以降始期契約用

御中

社会福祉施設の皆様をしっかりとサポート！

介護保険・社会福祉事業者総合保険のご案内 ー施設事業者プランー

年 月 日

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より弊社業務につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般ご案内いたします「介護保険・社会福祉事業者総合保険」は、多くのお客さまからの事故や補償に関する『ご要望』をもとに開発した保険です。賠償事故の補償をはじめ、役職員のケガや個人情報漏えいによる損害賠償事故まで、1枚の保険証券で総合的に補償する充実した内容となっております。

また、貴施設を保険の「プロ」代理店が担当することで、貴施設のニーズに合った保険提案や、万一の事故の際におけるお手伝いやアドバイスを行うことが可能になりました。必ずや貴施設の有意義な事業運営に貢献できるものと確信しております。つきましては、以下のご提案についてご検討いただき、是非ともご採用くださいますようお願い申し上げます。

敬具

メリット1

介護、福祉の多岐にわたる業務をカバー！

介護保険法、障害者自立支援法の各事業活動をトータルにカバーします。事業ごとの保険手配の手間もかかりません。

メリット2

業務に関する様々なリスクを補償！

業務の際に必要な損害賠償事故の補償をはじめ、役職員のケガや個人情報漏えいによる損害賠償責任など、基本契約と補償ニーズに合わせたオプション特約で、総合的に補償します。

メリット3

ひとつにまとめて管理が簡単！

ご契約をひとつにまとめられるので、契約手続や証券管理が簡素化されます。

施設事業者プラン

介護保険法または社会福祉法に規定された施設を運営している事業者様のためのプランです。

「基本契約」をご契約いただいたうえで、「オプション特約」から必要な補償を「基本契約」にセットしてご契約いただけます。

基本契約

賠償責任保険普通保険約款

介護保険事業者
・社会福祉施設特別約款

賠償責任保険追加特約

施設事業者特約



オプション特約

施設利用者傷害見舞金
補償特約(滞在型・通所型)

個人情報漏えい
賠償責任補償特約

受託物賠償責任
補償特約

財産補償特約

業務中傷害補償特約

感染症見舞金補償
費用補償特約

借用不動産補償特約

自動車搭乗中傷害
補償特約

借用自動車危険補償特約

身元信用特約

訪問介護・訪問事業賠償
責任補償 (基本契約の追加補償)

使用者賠償責任
補償特約

等級ダウン補償費用
補償特約

など

※施設事業者プランは・・・

- お引受の対象とならない施設があります。(例「病院」「診療所」「肢体不自由児施設」「重症心身障害児施設」「医療保護施設」「助産施設」「介護療養型医療施設」「無料低額診療施設」等の医療施設／介護保険事業の指定を受けていない有料老人ホーム／「保育所」)
- 施設単位でのご契約となります。(ただし同一敷地内に複数の施設がある場合は、まとめてご加入いただけます。)
- 「個人情報漏えい賠償責任補償特約」は法人単位でのご加入となります。 ●オプションで訪問介護・訪問事業業務の補償をセットすることができます。

「施設」の業務に起因した事故により、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。

対人・対物賠償

業務遂行中、または遂行の結果あるいは施設の所有、使用もしくは管理に起因する法律上の損害賠償責任についての補償です。

- ◆利用者をベッドから車椅子に移乗中、誤って手をすべらせ、利用者がケガをしてしまった。
- ◆職員が、利用者の部屋を清掃中に、置いてあったメガネを落して破損させてしまった。



管理財物

他人から預かった財物（レンタル用品も含みます）の損壊・紛失・盗取に関わる法律上の損害賠償責任についての補償です。

- ◆デイサービスで、利用者から預かったハンドバッグが盗まれてしまった。
- ◆介護事業に使う目的で、一時的に借りてきた機器類を誤って壊してしまった。



経済的損害

利用者に財産的損害を与えた場合の法律上の損害賠償責任についての補償です。

- ◆要介護申請から認定までの1か月間に暫定ケアプランを作成し、暫定的にサービス給付を行ったが、計算ミスなど過失があったために認定内容と暫定内容に格差があり、利用者の一部負担が生じたとして損害賠償請求された。

対人見舞費用

身体事故が発生し、法律上の損害賠償責任が発生しない場合に慣習として支払った見舞金を補償します。

- ◆利用者が、施設内でケガを負った。施設の管理責任は問われなかったものの、慣習として妥当な見舞金を支払った。

人格権侵害

利用者に対する自由の拘束や名誉毀損、プライバシーの侵害による法律上の損害賠償責任についての補償です。

- ◆デイサービスの利用者について見知ったことを、ついうっかり他言したところ、プライバシーの侵害で訴えられた。

事故対応費用

業務上の事故に起因し、支出した必要または有益な事故対応費用をお支払いします。

- ◆利用者の傷害事故が発生し、入院することになったが、医師の要請で職員を付添わせることになった。付添いのため職員がいなくなる間、代行者として臨時のヘルパーを雇い入れた。（臨時雇入費用）
※施設（宿泊を伴う施設に限ります）に法的な損害賠償責任があり、利用者が5日以上入院した場合に対象となります。

抜粋

施設利用者傷害見舞金補償

(滞在型施設利用者傷害見舞金補償特約・通所型施設利用者傷害見舞金補償特約)

施設利用者に身体事故が発生し、法律上の損害賠償責任が発生しない場合に慣習として支払われる見舞金を補償します。

☆実際にお支払いした弔慰金費用・見舞金費用について、保険金額を限度に貴施設に保険金をお支払いします。

☆業務として職員が同行している間等の身体事故であれば、施設敷地の外の事故でもお支払いします。
(宿泊を伴う外出の場合も補償します。)

◆施設利用者が、施設内でケガを負った。施設の管理責任は問われなかったが、基本契約「対人見舞費用」の限度額を超えて、利用者に対し、見舞金を支払った。

死亡	300万円
後遺障害	9～300万円
入院(31日以上)	10万円
入院(15日以上)	5万円
入院(8日以上)	3万円
入院(7日以内)	2万円
治療(31日以上)	5万円
治療(15日以上)	3万円
治療(8日以上)	2万円
治療(7日以内)	1万円

ご契約パターンB型をご選択いただいた場合の保険金額

個人情報漏えい賠償責任補償

(個人情報漏えい賠償責任補償特約)

個人情報が漏えいしたことによる法律上の損害賠償責任のほか、お詫び状作成費用や謝罪広告掲載費用、コンサルティング費用、法律相談費用、見舞金・見舞品購入費用など事故対応のために要した費用をお支払いします。

万一、個人情報漏えいが発生したら...

法人の職員が利用者名簿(1,000人分)を盗み出して売却。利用者宅に身に覚えのない業者からDMが届き、精神的苦痛を受けたとして、法人に損害賠償請求があった。実害が多いと判断された100人に対しては1人あたり10万円、その他の200人に対しては1人あたり1万円を損害賠償金として支払った。残りの700人に対しては、見舞金として1人あたり500円を支払った。また弁護士費用が200万円かかった。

損害賠償金	(10万円×100人)+(1万円×200人)=1,200万円
見舞金費用	500円×700人=35万円
弁護士費用	200万円

損害額
1,435万円



訪問介護・訪問事業賠償責任補償

(基本契約の追加補償)

訪問介護・訪問看護・訪問入浴などの訪問介護・訪問事業における事故による法律上の損害賠償責任についての補償です。

◆家事援助で訪問した先で掃除を行っている最中に、誤って高価な花瓶を破損してしまった。



抜粋

じゅう 什器・備品損害補償

(財産補償特約)

施設の建物内収容の什器・備品が火災事故や不測かつ突発的な事故により破損・汚損した場合の損害額を補償します。

- ☆保険金額を限度に損害額を補償します。
(保険金額は500万円、1000万円、2000万円からご選択していただけます。)
- ☆業務用の現金・切手・印紙の盗難事故についても30万円を限度に補償します。

- ◆利用者が誤って施設建物内収容の什器であるテレビを落下させ、テレビが破損してしまった。

(持出財産補償特約) ※財産補償特約にセットします。別途保険料を払い込みいただけます。

一時的に施設外に持ち出され、使用・管理されている什器・備品も補償の対象となります。

- ◆施設が所有する車椅子を一時的に貸し出した際、利用者が誤って壊してしまった。



借用建物賠償補償

(借用不動産補償特約)

借用している建物が、偶然な事故により損壊し、建物の貸主に対しての法律上の損害賠償責任を負担したときの補償です。

- ☆貸主との賃貸契約書に基づき、法律上の損害賠償責任を負担することなく自己の費用で修理したときの修理費用も100万円を限度に補償します。

- ◆借りている建物の壁を、台車で荷物を運んでいる最中に壊してしまった。家主との賃貸借契約に基づき自費で修理した。



施設車両搭乗中傷害補償

(自動車搭乗中傷害補償特約)

ご契約時に特定した自動車に搭乗中に、利用者が急激かつ偶然な外来の事故でケガをして、入院したり、後遺障害を負ったり、死亡した場合の補償です。

- ◆デイスービスの送迎時、利用者を送迎バスに乗せたところ、利用者の足がもつれて転倒し骨折して入院してしまった。

借用自動車危険補償

(借用自動車危険補償特約)

一時的に使用する他人の自動車（レンタカーを除きます。）で発生した対人・対物・車両事故について、その自動車に締結されている自動車保険（共済も含まれます。）に上乗せる補償です。

- ◆家事援助で、利用者宅の車を借りて、買い物に行くこととなったが、途中、事故を起こしてしまった。利用者の車には、家族限定がついていて自動車保険が使えない。



身元信用補償

(身元信用特約)

職員がサービス提供先等で行った不誠実行為が原因で、事業者自体が被る下記の金銭的損害を補償します。

- ☆事業者の所有する現金、有価証券、商品等の財産に直接的に生じる損害
- ☆従業員の不誠実行為によって利用者等第三者の現金、有価証券、商品等に損害が発生し、このため使用者である事業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害

- ◆職員が利用者から預かった預金通帳と印鑑を使って、勝手に現金を引き出して使ってしまう、施設に対して損害賠償責任が求められ、金銭負担が発生した。

役職員・活動者傷害補償

（業務中傷害補償特約）

役職員やパート・登録ボランティア等が活動中や自宅と活動場所との間の通勤経路往復中に、急激かつ偶然な外来の事故でケガをして、入院・通院したり、後遺障害を負ったり、死亡した場合の補償です。

☆年間延べ活動人数により保険料を算出しますので、被保険者を記名する必要が無く、お手間がかかりません。

（施設での名簿備付けをお願いします。）

☆健康保険、生命保険あるいは加害者からの損害賠償金などとは関係なく保険金をお支払いしますので、職員の福利厚生制度の充実が図れます。

☆入院・通院した場合、1日目から保険金支払の対象となります。

☆オプションにより、地震、噴火、津波などの天災により傷害を被った場合もカバーすることができます。（天災危険補償特約）

- ◆リクリエーションでお花見に行く際に、手伝いに来ていた登録ボランティアの方が、足を滑らせ転倒し、ケガをしました。（注）「管理下中のみ」の補償となります。



- ◆職員が、通勤途中の道路で、トラックにはねられて死亡しました。（注）「就業中のみ」の補償となります。

感染症見舞金補償

（感染症見舞金補償費用補償特約）

職員が業務中に感染症にかかり、施設の補償規定に従い、見舞金を支払った場合の補償です。

- ◆施設の利用者が介癪（かいせん）になり、職員にも感染してしまった。施設の補償規定に基づき、職員に対して見舞金を支払った。

使用者賠償責任補償

（使用者賠償責任補償特約）

職員の労災事故で、法律上の損害賠償責任を問われた際、政府労災保険等から給付される額を超える部分についての補償です。

☆限度額は3億円、1億円、5,000万円（1名・1事故）からお選びいただけます。

このような訴訟ケースが予想されます。

業務中の事故で従業員のAさんが死亡。Aさんの事故は労災事故と認定され、政府労災保険が給付されたが、遺族から安全配慮義務違反で訴えられた。

→施設の敗訴が決定し、賠償金の支払命令が下った。

- ・損害額（逸失利益、慰謝料）… 6,000万円
- ・弁護士費用…………… 500万円

損害賠償額
6,500万円

自動車保険料等級ダウン補償

（等級ダウン補償費用補償特約）

職員がマイカーを業務使用中に事故を起こし、職員の自動車保険で対応したが、補償規定に従い無事故等級がダウンしてしまった場合の等級ダウン見舞金をお支払いします。

- ◆職員がマイカーで訪問介護に行く途中に事故を起こし、マイカーの自動車保険で対応したが、無事故等級がダウンし継続保険料が上がってしまったので、補償規定に従い自動車保険料等級ダウン補償見舞金を支払った。

基本契約

補償項目		1型	2型	3型
対人賠償	1名	5,000万円	1億円	3億円
	1事故・期間中	5億円	10億円	20億円
対物賠償	1事故・期間中	500万円	1,000万円	2,000万円
管理財物	1事故・期間中	100万円	200万円	300万円
	(うち現金)	(10万円)	(20万円)	(30万円)
人格権侵害	1事故・期間中	500万円	1,000万円	3,000万円
対人見舞費用	死亡	5万円	10万円	10万円
	後遺障害	0.15~5万円	0.3~10万円	0.3~10万円
	入院(31日以上)	3万円	5万円	5万円
	入院(15日以上)	2万円	3万円	3万円
	入院(8日以上)	1万円	2万円	2万円
	入院(7日以内)	0.5万円	1万円	1万円
	治療(31日以上)	2万円	3万円	3万円
	治療(15日以上)	1万円	2万円	2万円
	治療(8日以上)	0.5万円	1万円	1万円
事故対応費用	1事故・期間中	500万円	500万円	500万円
	(臨時雇入費用)	(100万円)	(100万円)	(100万円)
経済的損害	1事故	100万円	100万円	100万円
	期間中	300万円	300万円	1,000万円

※基本契約には自己負担額はありません。

オプション特約

特約	補償金額				
	A型	B型	C型	D型	
施設利用者傷害見舞金補償 滞在型施設利用者傷害見舞金補償特約 通所型施設利用者傷害見舞金補償特約 ※それぞれのプランをご選択いただけます	死亡	100万円	300万円	200万円	300万円
	後遺障害	3~100万円	9~300万円	6~200万円	9~300万円
	入院(31日以上)	5万円	10万円	5万円	5万円
	入院(15日以上)	3万円	5万円	3万円	3万円
	入院(8日以上)	2万円	3万円	2万円	2万円
	入院(7日以内)	1万円	2万円	1万円	1万円
	治療(31日以上)	2.5万円	5万円	2.5万円	2.5万円
	治療(15日以上)	1.5万円	3万円	1.5万円	1.5万円
	治療(8日以上)	1万円	2万円	1万円	1万円
	治療(7日以内)	0.5万円	1万円	0.5万円	0.5万円

特約	支払限度額・保険金額				
	賠償損害		自己負担額		
個人情報漏えい賠償責任補償特約	(基本リスク・求償リスク共通)				
	1事故・期間中		1事故につき		
	A	5,000万円	100万円	10万円	
	B	1億円	200万円	10万円	
財産補償特約	1事故500万円、1,000万円、2,000万円より選択 自己負担額(1事故)1万円・・・(注)不測かつ突発的な事故による損害に限りします。				
受託物賠償責任補償特約	1事故・保険期間中:500万円(うち現金等は50万円)、1,000万円(うち現金等は100万円)、2,000万円(うち現金等は200万円)より選択				
借用不動産補償特約	300万円(耐火構造は400万円)以上100万円単位で設定します。 ※家主との賃貸借契約に基づき、法律上の損害賠償責任を負担することなく自己の負担で修理したときの修理費用の支払限度額は一律100万円(自己負担額3千円)とします。				
自動車搭乗中傷害補償特約	A1	A2	A3	A4	
	死亡・後遺障害(万円)	200	200	300	300
	入院日額(円)	2,000	3,000	3,000	3,600
	通院日額(円)	1,000	2,000	2,000	2,400
借用自動車危険補償特約	B1	B2	B3	B4	
	死亡・後遺障害(万円)	200	200	300	300
	入院日額(円)	2,000	3,000	3,000	3,600
	通院日額(円)	1,000	2,000	2,000	2,400
身元信用特約	C1	C2	C3	C4	
	死亡・後遺障害(万円)	200	300	400	500
	入院日額(円)	2,000	3,000	3,000	3,600
	通院日額(円)	1,000	2,000	2,000	2,400
業務中傷害補償特約	保険金額は補償項目別(死亡・後遺障害、入院日額、通院日額)に設定します。 ※保険金額は被保険者の収入等を勘案し、適当な金額で設定いただきます。				
感染症見舞補償費用補償特約	1名につき葬祭見舞金100万円、入通院(31日以上)7万円、入通院(8日以上)5万円、入通院(7日以下)3万円				
使用者賠償責任補償特約	1名・1事故:5,000万円、1億円、3億円より選択				
等級ダウン補償費用補償特約	1名につき 右記以外の自動車:5万円、軽自動車・小型二輪車:3万円、原動機付自転車:1万円				
介護保険住宅改修補償特約	基本契約と共通				

(例) 特別養護老人ホーム

定員数: 100名

滞在型施設利用定員数: 80名

(注) 通所型施設利用定員数: 20名

年間延べ活動人数: 9,125名 (25名 × 365日)

【補償内容】

基本契約: 2型

施設利用者見舞金補償: 滞在型A型 通所型A型

役職員・活動者傷害補償: 被保険者数 25名
死亡・後遺障害 200万円
入院(1日あたり) 2,000円
通院(1日あたり) 1,000円

年間保険料 323,280円

※詳細については取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

(注)通所型施設利用定員数は、1日の平均利用者数をさします。

お気軽にお見積りをどうぞ！

皆様の幅広いニーズに対応するため、保険に関する専門の知識や事故時の対応力など、この分野の「プロ」が“専任担当者”として顔の見える細やかなサービスをご提供いたします。

ご不明な点はお気軽にお問合わせください。

ご契約の際にご確認ください。

- このご提案書は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「介護保険・社会福祉事業者総合保険パンフレット」および「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しくは、「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 取扱代理店・扱者は引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、取扱代理店・扱者とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。
- 他人のための契約または団体契約について
ご契約者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- 保険料の払い込みについて
保険会社は保険料を領収してはじめて保険金支払の責任を負うことになっておりますので、保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は必ずご契約時と同時に払い込みください。
保険料払い込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください（保険料を口座振替で払い込みいただく契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます。）。また、ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。
- 保険料の確定精算について
この保険契約は、年間の見込売上高または延べ活動人数（以下「売上高等」といいます。）をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間（ご契約期間）終了後に確定保険料との差額をご精算（確定精算）いただく契約方式（確定精算方式）と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の売上高等をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式がご選択いただけます。
確定精算を省略する契約方式をご選択（「保険料確定特約」をセット）された場合、以下の点にご注意ください。
 - ご契約時に把握可能な最近の会計年度の売上高等（保険料算出の基礎数値）をもとに算出した保険料を払い込みいただきます。
（注）ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
 - 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
 - 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
 - 保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。またこの場合においてこの特約をセットしたときには、確定精算が必要となります。
（注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）には、この特約はセットできません。
 - ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます。）には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- 共同保険契約について
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

●損害保険契約者保護機構等について

- 引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。
- この保険は、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

ご契約後にご注意いただきたいこと**●保険証券は大切に保管ください。****●分割払契約の場合、払込期日にご注意ください。**

所定の払込期日までに分割保険料のご入金（口座振替を含みます。）がない場合、保険金のお支払いができないことがありますのでご注意ください。

万一、事故が発生した場合にご注意いただきたいこと**●事故が発生した場合には、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。**

○この保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

万一、事故が発生した場合のご注意

<万一、事故が発生した場合の手続き>

- ・万一事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

<示談にあたって>

- ・公務員賠償責任保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

**あんしん24
受付センター**

事故の場合は

事故が発生した場合は、ご契約の取扱代理店・扱者または右記までご連絡ください。

0120-985024 (携帯・PHS OK)

おかけ間違いにご注意ください。

365日 24時間

共同保険契約について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

この企画書は「公務員賠償責任保険普通保険約款」「公務員賠償責任保険追加特約」「初年度契約の加入者に関する特約」「損害賠償請求期間延長特約」「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」および各々の「特約」で構成された公務員賠償責任保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までご照会ください。

取扱代理店・扱者は引受保険会社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます。)などの業務を行っております。したがって、取扱代理店・扱者とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。

お問合わせは

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
兵庫中央支店 加古川支社
住所 : 兵庫県加古川市加古川町溝之口510-51平成ビル4階
TEL : 079-422-2681

取扱代理店・扱者: IBNホールディングス 株式会社
住所 : 兵庫県加古川市加古川町溝之口510-51平成ビル5階
TEL : 079-456-0880
担当者 : 畑 正彦